

一 般 質 問

令和7年3月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	10番 尾尻 孝和	生涯学習施設建設事業等と将来を展望した財政運営との整合性は
2	9番 加藤 久美	1 未来へつなげるごみ減量化は 2 ハラスメント対策と職場環境の改善は
3	2番 武井 一紀	就農者への支援と遊休農地の今後は
4	7番 多田 勲	井ノ口上・下会館や町内自治会館の今後は
5	5番 相原 晃一	教育環境の充実に向けて
6	1番 曾我 尚人	空き家対策と移住者への支援は

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<https://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

1 生涯学習施設建設事業等と将来を展望した財政運営との整合性は

10番 尾尻 孝和

生涯学習施設建設事業が始まっています。公共施設総合管理計画、財政計画、現在と将来にわたる他の事業との整合性が問われています。以下の項目について、現時点で10年、20年、30年後の町財政への影響をどの程度見込まれていますか。

- 1 人口減少が続く中、税収見込みの増減は。
- 2 少子化が続く中、学校施設の更新計画は。
- 3 水道の耐震化対策は。
- 4 医療や介護など、町民の負担増加を少しでも緩和する町の手立ては。
- 5 防災減災対策、増加する高齢者支援、子育て支援、暮らしの支援、産業対策は。
- 6 全国で建設費の高騰が続いています。学校や庁舎建て替え、インフラ整備への影響は。
- 7 職員募集しても応募がない事態が始まっています。雇用条件の引き上げに必要な財政は。
- 8 町民のウェルビーイングの向上を目指した、生涯学習施設建設事業費について現在と将来にわたる他の事業、財政計画との整合性をどのように判断しているのか。また生涯学習施設建設事業に充てる収入、支出の総額はどの程度考えておられるか、その内訳は。

【町長答】

生涯学習施設の建設につきましては、わいがやサロンなどでの町民意見を取り入れながら、中井町生涯学習施設整備基本構想・基本計画を策定し、これらを踏まえた中で設計事業者をプロポーザル方式により先日、選定したところであります。

令和7年度には実施設計を行い、令和8年度に建設工事に着手し、令和9年度中の開館を目指しております。実施設計業務委託料については1億2千万円、本体の工事費については23億5千万円程度を見込んでおりますが、工事費につきましては今後、建設資材の高騰や労務費の上昇等による変動も考慮していく必要があると考えております。

生涯学習施設の建設においては多額の費用がかかり、町の財政に影響が生じる可能性があることは十分認識しておりますが、財源につきましては建設に備え一定程度の積み立てを行っております基金からの繰入や町債の借入、活用可能な国の補助金などを検討し、出来るだけ財政運営に影響がないよう努めてまいります。

財政運営の見通しにつきましては、中期財政推計をベースに、その年ごとの社会経済情勢や行政環境の変化に応じ、より推計の精度を高める観点から、毎年度、総合計画実施計画のローリングと当初予算編成等の状況を反映させ、見直し等を行っているところであり、また、現在策定中であります第七次中井町総合計画に合わせ令和8年度からの中期財政推計を策定する予定です。あらたな中期財政推計では、生涯学習施設の建設費を精緻に盛り込み、国の経済状況が緩やかな回復が続けると見込まれる中で、町税などの歳入を的確に見積もってまいります。

近年、本町の人口は減少しているところではありますが、雇用環境の変化などにより個人町民税は一定の水準で推移し、法人町民税では町内企業の好調な業績により増収となっています。学校施設の更新については令和7年度に策定する教育ビジョンにおいて学校教育の在り方と合わせて学校施設について検討を行い、水道の耐震化対策については独立採算を原則とする公営企業として持続可能な経営を実現しながら取り組みを進め、医療や介護などの負担軽減、防災減災対策、高齢者支援、子育て支援、暮らしの支援、産業対策などについても町の各種計画などの中で対応を進めてまいります。建設費の高騰については「公共施設等総合管理計画」において更新等費用の縮減を図りながら中長期的かつ効率的な維持管理を行い、また、職員の確保に必要な処遇改善などの財源も確保しながら、住民サービスに影響がないよう努めてまいります。

町民の長年の念願であった、あらたな生涯学習施設の建設は、「人ありき活動ありき」の視点で、あらゆる人の居場所となる経験としての文化施設が現出することが期待され、さらには「館から環」の発想で、町内他施設との機能分担・連携により、高度な人づくりの拠点として、将来の行政運営と財政運営に好循環をもたらすものと考えます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、幸福を感じることができる、まちづくりの拠点となるよう進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2 (1) 未来へつなげるごみ減量化は 9番 加藤 久美

ごみの排出削減は、環境負荷の軽減や資源の節約、廃棄処理にかかるコスト削減に不可欠です。ごみの焼却処理は CO₂などの温室効果ガスの発生や環境汚染を引き起こす深刻な環境問題となっていますが、町民一人ひとりが、リデュース・リユース・リサイクル (3R) などの意識を持ち、実践することで環境への負担を抑制できます。食品ロスを減らす、詰め替え製品を利用、不要な包装を避けるなど、事業者や、町民の一人ひとりが、ごみの削減へと意識を高め、日々の活動において工夫を行うことで、持続可能な社会へとつながります。そこでいくつか伺います。

- 1 中井町分別収集計画の評価と今後の計画について伺います。
- 2 生ごみ減量化の推進事業の現在の取組への評価と今後の計画について伺います。
- 3 資源ごみの回収の課題や現在の取組と今後の計画について伺います。
- 4 おむつごみの回収と資源化について、町の考えを伺います。

【町長答】

ごみの減量化を推進するためには、分別の徹底やごみの排出削減などの取組が重要であり、焼却ごみ量の削減を図り、地球温暖化対策など環境への負荷軽減を目指して取り組みを進める必要があると認識しております。

議員ご指摘のとおり、ごみの減量化・資源化を進めるうえでは、町民一人ひとりが3Rの意識を持ち、実践していただくことが重要となるため、町では「ごみカレンダー」や「ごみと資源の正しい出し方」、町ホームページなどにより啓発活動を行っております。

それでは順次お答えします。1点目についてですが、中井町分別収集計画につきましては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づき、3年ごとに5年を一期とする分別収集に関する計画を定める規定となっており、現在の計画は令和5年4月より5か年の計画となっております。令和5年度、6年度の状況ですが、人口減少などの影響もございましたが、計画値に対して実績値を見ますと多少の差異はございますが、ほぼ計画値に近い数字となっております。また今後の計画の見直し時期ですが令和7年度中を予定しております。

次に、2点目についてですが、生ごみ減量化の推進につきましては、足柄東部清掃組合構成町と協力し、年に1回食品ロス調査を実施しており、その結果を広報や町ホームページに掲載し、周知を図るように努めているほか、手動式生ごみ処理機やコンポスト容器、キューロの購入に際して補助を行っておりますが、年間の申請件数は少ない状況でありますので、普及啓発など強化を図る必要があると考えております。

次に、3点目についてですが、資源ごみにつきましては、紙類やプラスチック製容器包装が可燃ごみの中に含まれている状況を、食品ロス調査をつうじて確認をしているため、分別の徹底に努め資源化に繋いでいく必要があると考えております。また「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年に施行され、製品プラスチックについても現在、努力義務ではありますが、分別の基準等を定め可燃ごみから資源ごみへと準備を進めるべく、取り組んでいく必要があると考えております。

最後に4点目についてですが、紙おむつの資源化については、町内に多くの福祉施設等もあることから、可燃ごみの削減や資源化には、メリットがあると認識しております。しかし、平行リサイクルも含め紙おむつのリサイクルを行っている事業者が少ないことや、収集運搬コストなどの課題があることから、資源化に繋げられるよう情報収集に努めながら、調査研究を行ってまいります。

2（2） ハラスメント対策と職場環境の改善は 9番 加藤 久美

ハラスメントは大きな人権問題です。それが、町役場内で発生した場合、組織の健全性や業務の効率性に深刻な影響を及ぼし、その結果、町民の不利益へと繋がります。

町役場は一般企業と比べ組織の流動性が低く、同じメンバーと長期間働くことが多いため、人間関係の固定化が進みやすく、その結果ハラスメントが発生しても被害者が声を上げにくい状況が生まれます。また、職員数も少ないため、内部告発などは、告発者が不利益を被るリスクが高くなります。ハラスメントに関する主な法律には、男女雇用機会均等法（セクハラ防止）、労働施策総合推進法（パワハラ防止）、育児・介護休業法（マタハラ防止）などがありますが、具体的な対策は各自治体や職場の内規に委ねられているのが現状です。町役場では、ハラスメント防止研修や内規などがありますが、形式的であり、実効性が伴っているのか疑問です。

ハラスメントのない職場環境を実現するために、実効性のある対策を講じ、町職員が安心して働ける職場を築くことが重要です。

現在、中井町では、どのようなハラスメント対策を行っているのか、実態調査などを行ったことがあるのかを伺います。

【町長答】

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、職員の能力発揮の妨げになるだけでなく、人権に関わる許されない行為であります。

加えて、職場秩序の乱れや業務への支障、人材の損失にもつながる大きな問題であると認識しています。

このことから、令和5年3月には中井町職員のハラスメント防止に関する要綱を定め、全ての職員がお互いの人格を尊重し合い、良好な職場環境を確立することを職員に周知してまいりました。

また、ハラスメントの未然防止を図るため、内部研修を計画的に実施している他、人事管理に関する悩みや苦情等の相談窓口を設置し、適切な対応を図っております。

今年度の人材育成基本方針の改定作業では、職員アンケートを実施し、ハラスメントに関する職員の意識調査も行いました。

調査結果の中で、一定数のパワハラ行為があることなど課題を認識することができ、職員が一人で思い悩むことがないよう、改めて相談窓口や利用方法等についての周知徹底を図ったところです。

なお、総務省の「地方公務員の働き方に関する分科会」において、ハラスメント対策等の検討が現在行われており、今後、効果的な取組事例等も示される予定です。

先進事例等も参考としながら、ハラスメント対策への取り組みを強化し、全ての職員が安心して働ける職場環境の整備に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

3 就農者への支援と遊休農地の今後は 2番 武井 一紀

町内で生産されている農産物は、山間部では、ミカン栽培を主軸にし、様々な柑橘類と平地では水田による稲作が広く行われています。

近年、山間部のミカンの木は、木を定植して50年を経過している老木も多くあり、ミカンナガタムシやゴマダラカミキリムシの被害で木が枯れ進み壊滅的な状況の農園が出てきています。また高齢化や後継者不足により、水田の遊休農地が増え続けている状況であり、今後、さらなる農産物の減少が懸念されます。

これから先の農業振興のためには、就農者が安定した農業所得を得ていくことが必要不可欠であります。

そこで次の4点を伺います。

- 1 急速に木の枯れが進行しているミカン農園の今後の支援は。
- 2 衰退していく稲作の維持への支援は。
- 3 増え続ける水田の遊休農地を活用する考えは。
- 4 農産物販売所を拡大する考えは。

【町長答】

本町の農業を持続的に発展させていくためには、農産物の生産環境を整え、農産物が確実に販売でき、農業所得の向上につなげていくことが、町の農業振興を図るうえでも重要なことであると認識しております。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者の農業離れによる、担い手不足などを要因とした遊休農地の増加が問題となっており、農地を農地として維持していくことは、ますます厳しくなる状況であると考えております。

それでは順次お答えします。1点目についてですが、昨年、害虫によるミカンの木が枯れるなど、ミカン農家の方から被害が発生していることは聞き及んでいます。町では農業振興の支援策として、有機農業の推進や鳥獣被害対策、また今年度新たに農地災害の復旧を追加するなど幅広い支援を行っております。今、ミカン農園に特化した支援は考えておりませんが、町の農業振興を図る上での必要な支援については、今後も関係機関等と情報共有を図りながら対応してまいります。

次に、2点目、3点目については関連がございますのでまとめてお答えさせていただきます。後継者不足による水田の遊休化により、水田として維持していくことが非常に難しく、現実的に衰退を止めるような即効性がある打開策を講ずることは、大変厳しい状況であります。農地の集積、集約化を進めてはいるものの現実には厳しく、原則は農地の所有者の方々に適正な管理を行っていただくことが大事だと考えております。また農地を農地として活用する場合は、水田の畑作転換などが考えられますが、あくまでも担い手が存在することが前提であり、畑作を担う者がいなければ進めることはできません。また、水田を農地以外のものに活用するには町の判断だけでは進められず、神奈川県などの関係機関と調整が必要となります。現段階では、水田の遊休農地の活用方針などが定まっていない状況のため、具体的に何を行うのかを農業者と協議、整理しながら、地域計画などへ反映していきたいと考えております。

最後に4点目についてですが、中井中央公園内に設置された里やま直売所は平成18年3月に、中井町産の新鮮な野菜を町内外の方に提供すべく建設され、今まで維持管理のための修繕や下屋の増設など、利用者の利便性の向上を考えながら維持管理に努めてまいりました。更に来年度には、レジの電子化に取り組み、町でも経費の一部を支援しながら作業の効率化を進めている状況です。また現在、里都まちカフェにおいても一部ではあるものの、中井町産の農産物の販売を行うなど、現存施設の運用面で充実を図っている状況ですので、現段階では農産物販売所を拡大する考えはありませんのでご理解いただきたいと存じます。

4 井ノ口上・下会館や町内自治会館の今後は 7番 多田 勲

井ノ口上・下会館や町内の自治会館は、住民の交流拠点として孤立防止や地域のつながりを強める重要な役割を果たしている。また、高齢者の介護予防、子育て支援、生涯学習の場としても機能し、防災避難所や防犯活動の拠点として、安全・安心な地域づくりに貢献している。

しかし、井ノ口上・下会館は中井町公共施設長寿命化計画に基づき、2031年と2032年に解体が予定されている。一方で、町内にある27の自治会館も多くが老朽化し、改修や耐震補強が急務となっている。さらに、自治会の会員数減少や財政難により、施設の維持管理が一層困難な状況にある。

こうした現状を踏まえ、地域集会施設の持続可能な管理・運営や適正配置のあり方が問われている。今後、町としてどのような方向性を示していくのか伺います。

- 1 地域コミュニティの維持における地域集会施設の役割と今後の課題は。
- 2 井ノ口上・下会館の解体による地域への影響と代替措置の検討は。
- 3 老朽化が進む自治会館の維持管理と町の支援策は。
- 4 地域集会施設を含め縮充のまちづくりをどのように進めるか。

【町長答】

1点目につきましては、地域集会施設は、地域の皆さんがお互いに交流し、自主的に活動できる場であり、活力ある地域づくりに必要不可欠であり、地域のコミュニティづくりの中心となる施設です。

将来的に数多くの施設が老朽化に伴う修繕等を余儀なくされることが見込まれ、維持補修修繕など老朽化対策は極めて重要な課題であると考えています。

2点目につきましては、井ノ口上・下会館は、公共施設長寿命化計画において、鉄骨造で構造別使用年数の45年の経過をもって、それぞれ2031年、2032年に譲渡・廃止等の方策が見込まれている建物となっております。

井ノ口上会館については、運営及び維持管理を宮前自治会に委託し自治会館として利用されており、廃止・解体に伴い地域のコミュニティ活動等への影響が懸念されることから、宮前自治会館と集約化する形で施設を廃止するなど、宮前自治会と廃止に向けた今後のあり方について意見交換する機会を作ってまいります。

井ノ口下会館については、過去に下井ノ口自治会への譲渡について協議を重ねてきましたが、譲渡には至らなかった経緯があります。現在、下井ノ口自治会では現自治会館を改築する予定となっており、今後は、井ノ口下会館の廃止に向けて意見交換する機会を作ってまいります。

3点目につきましては、自治会館は各自治会で適宜維持管理していただいておりますが、町では自治会の自主的な活動がより一層促進されるよう、その活動拠点となる自治会館の増改築、補修等の工事に対し、補助を実施しています。さらに時勢に併せて、支援の拡充も実施しております。引き続き、自治会館の維持管理について財政的支援をしてまいります。

4点目につきましては、公共施設等の老朽化対策には、膨大な更新費用が必要となります。一方で人口減少に伴う税収の減少や社会保障関係経費の増加にも対応していく必要があります。

こうした状況への対応を行うため、「中井町公共施設等総合管理計画」を策定し、建築物系公共施設の更新等費用見込み額について、約22%を縮減目標としているところです。

目標達成のためには、今後の人口構成や時代背景を見据えつつ、町民ニーズにも配慮した施設総量の最適化等を進めていくことが必要です。

現在、新たな生涯学習施設整備では、フルスペックの館（やかた）ではなく、施設間連携を基本に、環（じゅんかんのかん）の発想が必要であるとの認識のもと進めているところでもあります。

今後も町民の方との議論を重ね、人ありき、活動ありきでの施設整備を進めることにより、次世代により良い公共施設等を引き継いでまいりますのでご理解賜りたいと存じます。

5 教育環境の充実に向けて 5番 相原 晃一

教育は、子どもたち一人ひとりの人格の完成を目指すものであり、学校教育の場はその基盤となります。現在、学校現場では、不登校児童生徒をはじめ、様々な課題を抱えており、未来志向の教育環境を整備する必要があります。一人ひとりの子どもたちの可能性を最大限に引き出し、どのように誰一人取り残すことなく教育を提供するかが、今後ますます重要なテーマとなります。

教育現場における課題を解決するため、教育環境の充実について伺います。

- 1 ICTやAIの利活用を含む個別最適な学びの実現に向けて、児童生徒が主体的に学ぶ環境整備を今後どのように考えているか。
- 2 読書量減少に対する学校での読書環境整備の現状と課題、今後の取組は。
- 3 障がいのある児童生徒への理解促進と、教育に精通した教師の育成計画は。
- 4 不登校児童生徒に対する健康診断の実施状況と支援体制は。
- 5 町教育支援センターの運営状況と今後の改善点は。

【町長答】

これからの時代を生きる児童・生徒一人ひとりに、新しい時代に必要となる資質・能力を培う上では、学習環境を整えることに加えて、大きな役割を担うのが児童・生徒指導であると考えております。本町の小・中学校においては、児童・生徒の実態を踏まえながら、児童・生徒指導の視点を大切にして、教育活動を日々実践していると認識しているところです。

それでは、相原議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、私からお答えします。1点目についてお答えします。児童・生徒が主体的に学ぶ環境を整えることは重要であると考えております。本町では、「なかい授業づくりスタンダード」に基づき、授業を充実・発展させるため、各教科等の特性に応じて、ICT機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の適切な場面設定を行い、子どもたちの学びや変容を自覚できる授業づくり研究をさらに深め、主体的・対話的で深い学びの実現に努めています。

2点目についてお答えします。令和4年11月に実施した子どもの読書活動に関するアンケート調査によると、本町の子どもたちは小さい頃から保護者が読み聞かせをしている傾向にあり読書好きが多い一方で、読書の習慣が定着していない傾向にあります。

令和6年度より小・中学校における学校司書の配置の充足を図り、児童・生徒の学習ニーズに寄り添った支援や書棚・展示に工夫を凝らすことで、図書室への来室率が上がるなど成果が表れています。引き続き、子どもたちが自主的な読書活動を習慣づけられるよう、家庭、学校、地域が連携した取り組みに努めてまいります。

3点目についてお答えします。全ての子どもが、ともに学び、ともに育つインクルーシブ教育を推進しています。支援が必要な子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、学習機会の確保と学習支援のために、学習支援者、介助員等を配置し、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を推進しています。

特別支援教育に携わる教員に関しては、県主催の研修や町主催の研究会等において、計画的な人材育成に努めております。また、小・中学校の連携や繋がりを強化するため、教育ソフト等を活用し、インクルーシブ教育支援体制の構築を目指しております。

4点目についてお答えします。小・中学校では、全児童・生徒を対象に学校で健康診断を受けていただくことになっておりますが、不登校児童・生徒に対する健康診断については、学級担任等が家庭を訪問し、必要な健康診断を受診していただくよう促しているところです。

児童・生徒の支援に関しては、教育相談、保健相談、ケース会議等を通して、個々の状況を的確に把握し、身体的、心理的、社会的な発達課題を見極め、柔軟な支援や進路支援をしています。学校、家庭、関係機関やスクールカウンセラー等が連携し、今後も一人ひとりに寄り添う支援を行ってまいります。

5点目についてお答えします。子どもの存在を最大限に尊重し、子どもが安心して学習や活動ができる場を提供し、無理なく自分のペースで変容し成長できる支援を目指しています。教育支援センターでは、小・中学校教員の支援員2名が、子どもが自分のペースで学べる環境を整え、学習スタイルや子どもの興味を生かした学びのプログラムを子ども自身に決定させています。

引き続き、学校や保護者との密接な連携を図りながら、子どもに寄り添う支援を行ってまいります。

6 空き家対策と移住者への支援は 1 番 曾我 尚人

人口が9,000人を割っていますが、町にとっての様々な問題の根幹は人口減少だと思います。移住者が少ないのは町に魅力がないからではありません。町内の企業の社員や子育て世代、新規就農者、二拠点生活希望の方など、中井町に住む場所を探している方の話では、なかなか条件に合う物件が見つからなかったと聞いています。その解決の方法の一つには空き家の活用があると考えます。

高齢者のみの世帯が多く、今後急速に空き家が増えてくることが予想されます。町の未来のためには空き家が増える前に、様々な形で活用する施策が必要になると思います。

次の4点について質問します。

- 1 令和6年度の空き家調査結果をどのように評価しているか。
- 2 令和8年度を初年度とする空家等対策計画はどのような計画か、その目標は。
- 3 現在、町には特定空家となった家はないと聞いているが、今後はどのように見込んでいるか。
- 4 今後新たに空き家を活用する施策は考えているか。

【町長答】

1点目につきましては、本年度実施させていただいた空家等実態調査において、空き家と思われる住宅は134戸という結果でした。これは令和4年度に実施した空家実態調査における空き家と思われる件数131戸と比較すると3件の増加という結果となりましたが、想定よりも増えておらず、空き家と思われる物件も半数近くが入れ替わっており、一定の循環はされているものと認識しております。

2点目につきましては、令和7年度予算に計上させていただいております空家等対策計画の策定は、空家実態調査の結果を基に空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定にある、(1)空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、(2)計画期間、(3)空家等の調査に関する事項、(4)所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項や活用促進、特定空家に関する措置、空家等に関する相談など九つの事項を盛り込んだ計画となります。目標設定等につきましては、来年立ち上げを予定しております、空き家対策協議会においてご議論いただき決定していきたいと考えております。

3点目につきましては、本年度実施した空家等実態調査では、空家の状態をAからEの5段階で判定しており、特定空家になりうるような主体構造部に損傷等がみられ大規模な修繕が必要となるなど管理状況が著しく劣るE判定の家屋は0戸という結果となりました。しかし、建物に著しい損傷等があり、中規模から大規模な修繕が必要となるなど管理状況が劣るD判定の家屋が11戸見受けられました。この11戸がこのまま手を入れられない状況が続けば特定空家等になっていくことが予想されますので、注意喚起等を行っていききたいと考えております。

4点目につきましては、新たな空き家の活用への施策ですが、現在、空家バンクに登録している物件が成約した場合に、適正に空き家を管理していた持ち主に10万円の補助を、また、空き家の購入に対し子育て世帯においては80万円、それ以外の世帯には40万円の補助を行っております。現行制度では、個人の居住の用に供するための建物を補助対象としておりますが、更なる空き家の利活用を推進するために、地域のにぎわいや活性化へ資する面を考慮して、店舗として利用する場合も補助の対象として拡げるところを検討しているところであります。

いずれにしても、今後増加が予想される空き家への対応につきましては、来年度策定予定の計画において、発生予防や利活用等総合的に検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。